

大阪府規則第七十六号

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第三条 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十六条 (略)</p>	<p>第十六条 (略)</p> <p>(石綿含有建築材料)</p> <p>第十六条の二 条例第四十条の二第一項の規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料で当該建築材料の質量に対する石綿の質量の割合が〇・一パーセントを超えるものとする。</p> <p>一 吹付け石綿</p> <p>二 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>三 石綿を含有する板状に成形された建築材料(樹脂により被覆され、又は固化化されているものを除く。以下「石綿含有成形板」という。)</p> <p>(石綿排出等作業)</p> <p>第十六条の三 条例第四十条の二第一項の規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>一 前条に規定する建築材料(以下「石綿含有建築材料」という。)(石綿含有成形板を除く。)が使用されている建築物その他の施設(以下「建築物等」という。)を解体し、改造し、又は補修する作業(以下「解体等作業」という。)</p> <p>二 石綿含有建築材料(石綿含有成形板に限る。)が使用されている建築物等(専ら人の居住の用に供する建築物のうち、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物以外の建築物であつて、当該建築物の延べ面積が三百平方メートル未満のものを除く。)の解体等作業</p> <p>(特定排出等工事に該当しないことが明らかな建設工事)</p> <p>第十六条の四 条例第四十条の三第一項の規則で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。</p> <p>一 平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等の解体等作業を伴う建設工事であつて、当該建築物等以外の建築物等の解体等作業を伴わないもの</p> <p>二 建築物等のうち平成十八年九月一日以後に改造若しくは補修の工事に着手した部分</p>

を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修する作業又は当該建築物等以外の建築物等（平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）の解体等作業を伴わないもの。

（事前調査の方法）

第十六条の五 条例第四十条の三第一項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該建築物等に石綿含有建築材料が使用されているものとして、条例及びこの規則の規定に基づいて建築物等の解体等作業を伴う建設工事を施工する場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる方法とする。

一 設計図書その他の資料の確認

二 目視

三 前二号に掲げる方法によつては建築物等における石綿含有建築材料の使用の有無等を確認することができない場合にあつては、知事が別に定める方法により、建築物等の建築材料の一部を試料として採取して行う当該試料中の石綿の含有の状況の分析

（事前調査結果の説明の時期）

第十六条の六 条例第四十条の三第一項の規定による説明は、特定解体等工事の開始の日までに（当該特定解体等工事が特定排出等工事に該当し、かつ、当該特定解体等工事に係る石綿排出等作業を当該特定解体等工事の開始の日から十四日以内を開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合は、当該特定解体等工事の開始後速やかに行うものとする。

（事前調査書面の記載事項）

第十六条の七 条例第四十条の三第一項前段及び第四十条の三の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査を終了した年月日

二 調査の方法

三 建築物等の階、部屋及び部位ごとの石綿含有建築材料の使用の有無

四 石綿含有建築材料が使用されている場合にあっては、その種類及び種類ごとの使用面積

計画

一 建築物その他の施設（以下「建築物等」という。）の階、部屋及び部位ごとの特定建築材料の使用の有無

二 条例第四十条の十二第一項の規定により大気中の石綿の濃度を測定しなければならぬ場合にあつては、当該石綿の濃度の測定

（特定排出等工事における事前調査書面の記載事項）

第十六条の八 条例第四十条の三第一項後段の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況

二 石綿排出等作業の工程を明示した特定排出等工事の工程の概要

- 三 特定排出等工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 四 下請負人が石綿排出等作業を実施する場合にあつては、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

(事前調査の結果の掲示)

第十六条の九 条例第四十条の三第四項の規定による掲示は、縦四十センチメートル以上、横六十センチメートル以上の掲示板を設置することにより行わなければならない。

- 2 前項に規定する掲示板には、次に掲げる事項を表示しなければならない。
- 一 条例第四十条の三第一項又は第三項の調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 石綿含有建築材料の使用の有無及び石綿含有建築材料が使用されている場合にあつては、その種類
- 三 調査を終了した年月日
- 四 調査の方法
- 3 条例第四十条の三第四項の規定による掲示は、特定解体等工事が完了するまでの間、行わなければならない。

(事前調査書面の保存期間)

第十六条の十 条例第四十条の三第七項及び第八項の規則で定める期間は、二年間とする。

第十六条の十一 (略)

(作業実施基準)

第十六条の十二 条例第四十条の五の規則で定める作業実施基準は、別表第九の二に掲げるとおりとする。

(事前調査書面の保存期間)
第十六条の四 条例第四十条の三第四項及び第五項の規則で定める期間は、当該解体等工事が完了した日から三年間とする。

第十六条の五 (略)

(作業基準)

第十六条の六 条例第四十条の五の規則で定める作業基準は、大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年 厚生省 令第一号。以下この章、別表第三及び別表第五において「法規則」という。)第十六条の四に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 法規則第十六条の四第二号に規定する掲示板に次に掲げる事項を表示すること。
 - イ 条例第四十条の七第一項の規定による届出をした年月日及び届出先
 - ロ 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第十八条の十七第一項若しくは第二項又は条例第四十条の七第一項の規定による届出をした場合の当該届出書の受理番号(届出を要しない場合には、その旨)
 - ハ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名又は名称、住所及び連絡場所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ニ ハに規定する場合における下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ホ 特定粉じんの飛散を防止するために講ずる措置の内容
- ヘ 条例第四十条の十二第一項の規定により大気中の石綿の濃度を測定しなければ

ならない場合にあつては、当該石綿の濃度の測定計画

- 二 前号に定めるもののほか、別表第九の二の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(工事施工境界基準)

第十六条の七 条例第四十条の六の規則で定める工事施工境界基準は、知事が別に定める測定法により測定された大気中の石綿の濃度が一リットルにつき十本であることとする。

(実施の届出を要しない特定工事)

第十六条の八 条例第四十条の七第一項の規則で定める特定工事は、次に掲げる特定建築材料が使用されている建築物等に係るものであつて、特定粉じん排出等作業の対象となる当該特定建築材料の使用面積のいずれもが千平方メートル未満であるものとする。

- 一 石綿を含有する仕上塗材（以下「石綿含有仕上塗材」という。）
- 二 石綿を含有する成形板その他の建築材料

（吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び石綿含有仕上塗材を除く。）

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第十六条の九 条例第四十条の七第一項又は第二項の規定による届出は、特定粉じん排出等作業実施届出書（様式第七号の二）を提出して行わなければならない。

2 (略)

一 事前調査書面の写し

二 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況

三 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要

四 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

五 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合にあつては、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

第十六条の十 (略)

(石綿の濃度の測定計画の届出を行うべき者)

第十六条の十一 条例第四十条の八第一項の規則で定める者は、法規則別表第七の一の項の中欄、同表の五の項の中欄又は同表の六の項の中欄に掲げる作業（特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するものを除く。）であつて、当該作業に係る特定建築材料の使用面積の合計が五十平方メートル以上である特定工事の発注者又は自主施工者とする。

(石綿の濃度の測定を行うべき者)

第十六条の十二 条例第四十条の十二第一項の規則で定める者は、法規則別表第七の一の項の中欄、同表の五の項の中欄又は同表の六の項の

(敷地境界基準)

第十六条の十三 条例第四十条の六の規則で定める敷地境界基準は、知事が別に定める測定法により測定された大気中の石綿の濃度が一リットルにつき十本であることとする。

(実施の届出を要しない特定排出等工事)

第十六条の十四 条例第四十条の七第一項の規則で定める特定排出等工事は、石綿含有建築材料（石綿含有成形板に限る。）が使用されている建築物等に係る特定排出等工事であつて、当該石綿含有成形板の使用面積が千平方メートル未満であるものとする。

(石綿排出等作業の実施の届出)

第十六条の十五 条例第四十条の七第一項又は第二項の規定による届出は、石綿排出等作業実施届出書（様式第七号の二）を提出して行わなければならない。

2 (略)

一 事前調査書面

二 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況

三 石綿排出等作業の工程を明示した特定排出等工事の工程の概要

四 特定排出等工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

五 下請負人が石綿排出等作業を実施する場合にあつては、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

第十六条の十六 (略)

(石綿の濃度の測定等を行うべき者)

第十六条の十七 条例第四十条の八第一項及び第四十条の十二の規則で定める者は、石綿排出等作業であつて、当該作業に係る石綿含有建築

中欄に掲げる作業（特定建築材料をかき落とす、切断又は破砕以外の方法で除去するものを除く。）であつて、当該作業に係る特定建築材料の使用面積の合計が五十平方メートル以上である特定工事を施工する者とする。

（石綿の濃度の測定及び測定結果の記録）

第十六条の十三 条例第四十条の十二第一項の規定による石綿の濃度の測定は、知事が別に定める測定法により、別表第九の三の上欄に掲げる時期の区分ごとに、同表の中欄に掲げる回数、同表の下欄に掲げる場所で行わなければならない。

2 条例第四十条の十二第一項の規定による記録は、次に掲げる事項の記録とともに、三年間保存しなければならない。

一―四 (略)

五 特定粉じん排出等作業の実施状況

第十六条の十四―第十六条の十六 (略)

（書類の提出部数等）

第二十三条 (略)

2 (略)

3 第十六条の九第一項及び第十六条の十の規定により提出する書類の部数は、正本一部及び写し一部とする。

4 同一の建築物等又は同一の工場若しくは事業場における二以上の特定粉じん排出等作業についての第十六条の九第一項又は第十六条の十の届出は、一の届出書によって行うことができる。

（身分証明書）

第七十八条 条例第百五条第八項の証明書は、身分証明書（様式第三十二号）とする。

2 知事が必要と認める場合においては、前項の規定にかかわらず、条例第百五条第八項の証明書は、様式省令別記様式の例によることができる。

別表第三（第五条関係）

一 (略)

二 (略)

備考 (略)

一・二 (略)

三 法規則別表第三の第三欄に掲げる施設で同表の第二欄に掲げる物質又は塩化水素のみを発生し、及び排出するもの

四・五 (略)

三十五 (略)

材料（石綿含有成形板を除く。）の使用面積の合計が五十平方メートル以上であるものを伴う特定工事を施工する者とする。

（石綿の濃度の測定及び測定結果の記録）

第十六条の十八 条例第四十条の十二の規定による石綿の濃度の測定は、知事が別に定める測定法により、別表第九の三の上欄に掲げる時期の区分ごとに、同表の中欄に掲げる回数、同表の下欄に掲げる場所で行わなければならない。

2 条例第四十条の十二の規定による記録は、次に掲げる事項の記録とともに、三年間保存しなければならない。

一―四 (略)

五 石綿排出等作業の実施状況

第十六条の十九―第十六条の二十一 (略)

（書類の提出部数等）

第二十三条 (略)

2 (略)

3 第十六条の十五第一項及び第十六条の十六の規定により提出する書類の部数は、正本一部及び写し一部とする。

4 同一の建築物等又は同一の工場若しくは事業場における二以上の石綿排出等作業についての第十六条の十五第一項又は第十六条の十六の届出は、一の届出書によって行うことができる。

（身分証明書）

第七十八条 条例第百五条第九項の証明書は、身分証明書（様式第三十二号）とする。

2 知事が必要と認める場合においては、前項の規定にかかわらず、条例第百五条第九項の証明書は、様式省令別記様式の例によることができる。

別表第三（第五条関係）

一 (略)

二 (略)

備考 (略)

一・二 (略)

三 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号。以下「法規則」という。）別表第三の第三欄に掲げる施設で同表の第二欄に掲げる物質又は塩化水素のみを発生し、及び排出するもの

四・五 (略)

三十五 (略)

別表第九の二及び別表第九の三を次のように改める。

別表第九の二（第十六条の六関係）

項	特定粉じん排出等作業の種類	石綿の排出等を防止するための措置
一	令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材（吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。）を除去する作業（次項又は五の項に掲げるものを除く。）	石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。
二	令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（五の項に掲げるものを除く。）	石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。
三	令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。 ロ 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。
四	令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。 ロ 除去後の石綿含有建築材料を切断する場合は、集じん装置を備えた切断機を使用すること。 ハ 除去後の特定建築材料を破碎しないこと。 ニ 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。
五	令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。
六	令第三条の四第二号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。

別表第九の三（第十六条の十三関係）

特定粉じん排出等作業の開始前	一回	特定粉じん排出等作業の期間中、石綿の濃度が最も高くなると予想される工事施工区画と当該工事施工区画に隣接する場所との境界線（以下「工事施工区画境界線」という。）上の一の場所

特定粉じん排出等作業の期間中	特定粉じん排出等作業の日数（石綿含有建築材料の除去、囲い込み及び封じ込めを行う実作業の日数に限る。）が六日までごとに一回	前項に定める場所、当該場所から特定粉じん排出等作業を行う場所の中心を経て引いた直線が工事施工区画境界線と交わる場所及び当該直線と当該中心で直交する直線が工事施工区画境界線と交わる場所。ただし、別表九の二の六の項の中欄に掲げる作業を建物内で行う場合において、工事施工区画境界線と交わる場所での測定が困難なときは、知事が適当と認める場所とする。
特定粉じん排出等作業の完了後	一回	前項の規定により測定した結果、最も高い濃度が測定された一の場所

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第九の四（第十六の十五関係）（略）	別表第九の四（第十六の二十関係）（略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書その他の書類は、第一条の規定による改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際旧規則様式第三十三号又は第三条の規定による改正前の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則様式第三十二号の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、新規則様式第三十二号又は第三条の規定による改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則様式第三十二号の規定により交付された身分証明書とみなす。

4 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。